

## 8

## 特別区たばこ税



たばこは練馬区内で買ひましょう

特別区たばこ税とは、区内の小売店に売り渡されたたばこに対してかかる税金です。卸売業者が1か月ごとに税額を計算し、区に申告して納めます。

令和3年度の練馬区のたばこ税による収入は、約36億7,350万円（約5億8,248万本）でした。練馬区に納められたたばこ税は、練馬区の財源として練馬区政に役立てられます。

## ●税率

	1,000本当たり	20本（1箱）当たり
令和元年10月～令和2年9月	5,692円	113.84円
令和2年10月～令和3年9月	6,122円	122.44円
令和3年10月～	6,552円	131.04円

## 9

## 入湯税

入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設、消防施設等の整備や観光の振興に要する費用にあてるための目的税です。

鉱泉浴場の経営者が入湯客から税金を預かり、毎月練馬区に申告して納めます。

令和3年度の練馬区の入湯税による収入は、約2,468万円で、主に観光振興に役立てられています。

## ●税率

1人1日につき150円です。

ただし、12歳未満の子供や共同浴場、一般の公衆浴場、および施設の利用額が1,200円以下の場合には課税されません。